# 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令 （昭和四十六年政令第二百六十四号）

#### 第一条（対象業種）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）第二条の政令で定める業種は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  製造業（物品の加工業を含む。）
* 二  
  電気供給業
* 三  
  ガス供給業
* 四  
  熱供給業

#### 第二条（ばい煙発生施設等）

法第二条第一号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）別表第一に掲げる施設（同表の一三の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

##### ２

法第二条第一号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  大気汚染防止法施行令別表第一の九の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗けいふつ  
  化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。）又は同表の一四の項から二六の項までに掲げるばい煙発生施設のいずれかが設置されている工場
* 二  
  前号に掲げる工場以外の工場で排出ガス量（設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の一時間当たりの量を温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。）が一万立方メートル以上のもの

#### 第三条（汚水等排出施設等）

法第二条第二号の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二号から第五十九号まで、第六十一号から第六十三号まで、第六十三号の三、第六十四号、第六十五号から第六十六号の二まで、第七十一号の五及び第七十一号の六に掲げる施設（同表第六十二号に掲げる施設で鉱山保安法第二条第二項の鉱山に設置されるものを除く。）とする。

##### ２

法第二条第二号の政令で定める工場は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  別表第一に掲げる汚水等排出施設のいずれかが設置されている工場で排出水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの
* 二  
  前号に掲げる工場以外の工場で排出水量（一日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が千立方メートル以上のもの

#### 第四条（騒音発生施設）

法第二条第三号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）
* 二  
  鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）

#### 第四条の二（特定粉じん発生施設）

法第二条第四号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第二の二に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

#### 第五条（一般粉じん発生施設）

法第二条第五号の政令で定める施設は、大気汚染防止法施行令別表第二に掲げる施設（これらに相当する施設で鉱山保安法第二条第二項ただし書の附属施設に設置されるものを含む。）とする。

#### 第五条の二（振動発生施設）

法第二条第六号の政令で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が二千九百四十一キロニュートン以上のものに限る。）
* 二  
  機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。）
* 三  
  鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。）

#### 第五条の三（ダイオキシン類発生施設等）

法第二条第七号の政令で定める施設は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一第一号から第四号まで及び別表第二第一号から第十四号までに掲げる施設とする。

##### ２

法第二条第七号の政令で定める工場は、前項に規定する施設のいずれかが設置されている工場とする。

#### 第六条（小規模事業者）

法第三条第一項ただし書の政令で定める要件は、常時使用する従業員の数が二十人以下であることとする。

#### 第七条（ばい煙発生施設及び汚水等排出施設の区分）

法第四条第一項の政令で定めるばい煙発生施設の区分は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  第二条第二項第一号に規定するばい煙発生施設
* 二  
  前号に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設

##### ２

法第四条第一項の政令で定める汚水等排出施設の区分は、次に掲げるとおりとする。

* 一  
  第三条第二項第一号に規定する汚水等排出施設
* 二  
  前号に掲げる汚水等排出施設以外の汚水等排出施設

#### 第八条（公害防止管理者の選任）

公害防止管理者は、法第四条第二項の規定により、別表第二の中欄に掲げる施設の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる者のうちから選任しなければならない。

#### 第九条（公害防止主任管理者を選任すべき工場）

法第五条第一項の政令で定める要件は、ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で排出ガス量が四万立方メートル以上であり、かつ、排出水量が一万立方メートル以上であること（当該工場においてばい煙並びに汚水及び廃液の処理を確実に行うことができるものとして主務省令で定める要件に該当する場合を除く。）とする。

#### 第十条（公害防止管理者等の資格）

法第七条第一項第一号の政令で定める区分は別表第三の中欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める資格は当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

#### 第十一条（公害防止主任管理者等の資格）

法第七条第一項第二号の政令で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  別表第二の三の項の下欄に掲げる者であり、かつ、同表の七の項の下欄に掲げる者であるもの
* 二  
  前号に掲げる者のほか、主務省令で定める学歴及び実務の経験を有する者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの

#### 第十一条の二（主務省令への委任）

前条第二号又は別表第三の各項の下欄に規定する講習の実施に関し必要な事項は、主務省令で定める。

#### 第十二条（法第十条の政令で定める法令の規定）

法第十条の政令で定める法令の規定は、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定とする。

#### 第十三条（受験手数料）

法第十二条の二第一項の受験手数料の額は、次の各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

* 一  
  別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験  
    
    
  八千七百円
* 二  
  前号に規定する公害防止管理者試験以外の公害防止管理者試験  
    
    
  八千二百円

#### 第十四条（市町村が処理する事務）

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる市の長が行うこととする。  
この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長又は市の長に関する規定としてそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に適用があるものとする。

* 一  
  ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場  
    
    
  地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）
* 二  
  前号に掲げる工場以外の工場（騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。）  
    
    
  指定都市及び中核市並びに市川市、松戸市、市原市、藤沢市及び徳島市

#### 第十五条（主務省令）

この政令において主務省令は、環境大臣及び第一条に掲げる業種に属する事業を所管する大臣の発する命令とする。

# 附　則

##### １

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、第六条から第九条までの規定は、昭和四十七年九月十日から施行する。

# 附則（昭和四六年八月三〇日政令第二七九号）

##### １

この政令は、採石法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百六号）の施行の日（昭和四十六年九月一日）から施行する。

# 附則（昭和四八年四月一九日政令第八七号）

この政令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条に一号を加える改正規定は、昭和四十八年十月一日から施行する。

# 附則（昭和五〇年七月四日政令第二〇六号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行の際鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十八条の規定による坑外保安係員に係る国家試験に合格している者についての改正後の別表第三の二の項の規定の適用については、同項中「鉱害防止係員に係る国家試験に合格した者」とあるのは、「鉱害防止係員に係る国家試験に合格した者（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第二百六号）の施行の際同条の規定による坑外保安係員に係る国家試験に合格している者を含む。）」とする。

# 附則（昭和五二年六月一四日政令第二〇一号）

この政令は、昭和五十三年六月十日から施行する。  
ただし、第五条の次に一条を加える改正規定、第十三条の改正規定及び別表第三の改正規定は公布の日から、第十四条第二号の改正規定（「騒音発生施設」の下に「又は振動発生施設」を加える部分を除く。）は昭和五十二年九月十日から施行する。

# 附則（昭和五四年九月四日政令第二三七号）

##### １

この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

# 附則（昭和五四年九月二九日政令第二六七号）

##### １

この政令は、法の施行の日（昭和五十四年十月一日）から施行する。

# 附則（昭和五八年一二月二三日政令第二七〇号）

##### １

この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

##### ３

改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の九の項の規定の適用については、機械工作を選択科目とする機械部門に係る本試験に合格した技術士は、機械加工及び加工機を選択科目とする機械部門に係る第二次試験に合格した技術士とみなす。

# 附則（昭和五九年四月一三日政令第九七号）

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

# 附則（昭和六〇年三月二〇日政令第三七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（昭和六十年三月二十一日）から施行する。

# 附則（昭和六一年七月一一日政令第二五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年九月三〇日政令第三二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行前に実施の公示がされた公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の受験手数料の額については、なお従前の例による。

# 附則（昭和六二年一二月一日政令第三八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年一〇月一八日政令第二九四号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成三年二月二十八日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

# 附則（平成元年一二月一九日政令第三二九号）

##### １

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十二月二十七日）から施行する。  
ただし、附則第三項中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十四条第一号の改正規定（「ばい煙発生施設」の下に「、特定粉じん発生施設」を加える部分に限る。）及び同令別表第二の改正規定（同表の九の項の次に同表の十の項を加える部分に限る。）は、平成三年六月二十八日から施行する。

##### ４

この政令の施行前に、前項の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の十の項の中欄に掲げる区分について行われた公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者は、それぞれ、前項の規定による改正後の同表の十一の項の中欄に掲げる区分について行われる公害防止管理者試験に合格した者又は同項の下欄に掲げる資格を有する者とみなす。

# 附則（平成三年三月二五日政令第四九号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附則（平成三年一二月二五日政令第三八二号）

##### １

この政令は、平成四年一月六日から施行する。

##### ２

この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成五年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。

# 附則（平成四年八月七日政令第二七〇号）

この政令は、平成四年八月十日から施行する。

# 附則（平成六年三月二四日政令第七七号）

##### １

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附則（平成六年五月九日政令第一四〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成六年五月十日）から施行する。

# 附則（平成六年九月一九日政令第三〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

# 附則（平成六年一二月二一日政令第三九八号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第二編第十二章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日（平成七年四月一日）から施行する。

# 附則（平成七年三月二三日政令第七一号）

この政令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附則（平成七年一〇月一八日政令第三五九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年十二月一日）から施行する。

# 附則（平成七年一二月八日政令第四〇八号）

##### １

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

# 附則（平成七年一二月二七日政令第四三二号）

この政令は、平成八年一月一日から施行する。

# 附則（平成八年九月二六日政令第二八九号）

##### １

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年六月一八日政令第一八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一一年九月二九日政令第二九五号）

##### １

この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行により新たに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第二条第三号の特定工場となるものに設置される騒音発生施設又は同条第六号の特定工場となるものに設置される振動発生施設についてそれぞれ選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十三年三月三十一日までは、同法第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

# 附則（平成一一年一〇月一日政令第三一三号）

##### １

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月三日政令第三八五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年一二月二七日政令第四三四号）

##### １

この政令は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行の日（平成十二年一月十五日）から施行する。  
ただし、第一条の規定は同日から起算して一年を経過した日から、第四条中特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十四条第一号の改正規定及び同令別表第二の改正規定は平成十三年七月十六日から施行する。

# 附則（平成一二年六月七日政令第三一一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一二年一二月一五日政令第五一七号）

##### １

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附則（平成一三年四月二六日政令第一八二号）

この政令は、平成十三年五月一日から施行する。

# 附則（平成一三年九月二七日政令第三二一号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成十五年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。

# 附則（平成一三年一一月二一日政令第三五八号）

##### １

この政令は、平成十三年十二月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行により新たに改正後の第五条の三第二項の工場となるものに設置されるダイオキシン類発生施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十五年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

# 附則（平成一四年七月三一日政令第二六八号）

##### １

この政令は、平成十四年八月十五日から施行する。

##### ２

この政令の施行により新たに改正後の第五条の三第二項の工場となるものに設置されるダイオキシン類発生施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十六年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

# 附則（平成一四年一〇月三〇日政令第三一九号）

##### １

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一一月一日政令第三二七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一四年一二月一三日政令第三七二号）

##### １

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附則（平成一五年四月二三日政令第二一三号）

##### １

この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十五年七月三十日）から施行する。

##### ２

この政令の施行の際現に第七条の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の八の項の下欄第二号に掲げる資格を有する者は、同条の規定による改正後の同号に掲げる資格を有する者とみなす。

# 附則（平成一五年一二月一七日政令第五一九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十六年一月一日から施行する。

#### 第二条（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条の規定の施行により新たに改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第五条の三第二項の工場となるものに設置されるダイオキシン類発生施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十七年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一六年九月二四日政令第二八二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行前に実施の公示がされたこの政令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十一条第二号又は別表第三の各項の下欄に規定する講習の課程を修了した者は、この政令による改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十一条第二号又は別表第三の各項の下欄に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

# 附則（平成一六年一〇月二七日政令第三二三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成一六年一〇月二七日政令第三二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分（鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。）第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為（旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。）は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

# 附則（平成一六年一二月一日政令第三七五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。  
ただし、第九条の改正規定は、平成十七年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行の際現にこの政令による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の九の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格している者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有している者又は同表の十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験に合格している者若しくは同項の下欄に掲げる資格を有している者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第八条の規定にかかわらず、それぞれ騒音発生施設に係る公害防止管理者又は振動発生施設に係る公害防止管理者に選任される資格を有する者とする。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一七年八月一五日政令第二七七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年九月一日から施行する。

#### 第二条（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条の規定の施行により新たに改正後の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第五条の三第二項の工場となるものに設置されるダイオキシン類発生施設について選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成十九年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項第一号に規定する資格を有する者であることを要しない。

#### 第三条（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 附則（平成一八年三月一七日政令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

#### 第八条（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

この政令の施行の際現に前条の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第三の三の項の下欄第二号に掲げる者は、同条の規定による改正後の同号に掲げる者とみなす。

# 附則（平成一九年一一月二一日政令第三三九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附則（平成二四年二月一〇日政令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に大気汚染防止法若しくは特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「大気汚染防止法等」という。）の規定により都道府県知事が行つた命令その他の行為（以下この項において「命令等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に大気汚染防止法等の規定により都道府県知事に対して行つている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）で、施行日以後大気汚染防止法等の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（以下この条において「特例市の長」という。）が行い、又は特例市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、当該特例市の長が行つた命令等の行為又は当該特例市の長に対して行つた届出等の行為とみなす。

##### ２

施行日前に大気汚染防止法等の規定により都道府県知事に対し報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもので、施行日以後大気汚染防止法等の規定により特例市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、当該特例市の長に対して報告その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

# 附則（平成二五年一月二五日政令第一五号）

##### １

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

この政令の施行により新たに改正後の第三条第二項第一号の工場となるものに設置される汚水等排出施設について選任される公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、平成二十六年三月三十一日までは、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第七条第一項に規定する資格を有する者であることを要しない。

# 附則（平成二五年一二月二七日政令第三七〇号）

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二六年五月三〇日政令第一九六号）

##### １

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（平成二六年七月三〇日政令第二六九号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

# 附則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。  
ただし、第一条中地方自治法施行令目次の改正規定、同令第二編第八章第三節の節名を削る改正規定及び同令第百七十四条の四十九の二十の改正規定、第十四条、第十七条、第十八条（指定都市、中核市又は特例市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令第四条第一項の改正規定を除く。）、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十九条、第三十二条、第三十三条、第三十六条及び第四十六条の規定並びに第四十七条中総務省組織令第四十七条の二第四号の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 第九条（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

施行時特例市については、第二十四条の規定による改正前の特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第十四条（同条第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。  
この場合において、同条第二号中「前号に掲げる」とあるのは「ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている」と、「地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」と、「「特例市」とあるのは「「施行時特例市」と、同条第三号中「前二号に掲げる」とあるのは「ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている」と、「特例市」とあるのは「施行時特例市」とする。

# 附則（平成二七年一一月一一日政令第三七八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

# 附則（平成二九年三月二三日政令第四〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年一一月二七日政令第二八六号）

##### １

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年五月二五日政令第一七〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年一一月三〇日政令第三二九号）

この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

# 附則（令和三年一月五日政令第一号）

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

* 一  
  水質汚濁防止法施行令別表第一（以下単に「別表第一」という。）第十九号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。）
* 二  
  別表第一第二十二号に掲げる施設（六価クロム化合物又は砒ひ  
  素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。）
* 三  
  別表第一第二十三号の二に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフイルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。）
* 四  
  別表第一第二十四号に掲げる施設（ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。）
* 五  
  削除
* 六  
  別表第一第二十六号に掲げる施設（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。）
* 七  
  別表第一第二十七号に掲げる施設（水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐りん  
  の製造の用に供するものに限る。）
* 八  
  別表第一第二十八号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。）
* 九  
  別表第一第二十九号に掲げる施設
* 十  
  別表第一第三十一号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。）
* 十一  
  別表第一第三十二号に掲げる施設（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料若しくは合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）
* 十二  
  別表第一第三十三号に掲げる施設（塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四―ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレートの製造の用に供するものに限る。）
* 十三  
  別表第一第三十四号に掲げる施設（テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二―クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。）
* 十四  
  別表第一第三十五号に掲げる施設（二―クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。）
* 十五  
  別表第一第三十七号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。）
* 十六  
  別表第一第三十八号の二に掲げる施設
* 十七  
  別表第一第四十一号に掲げる施設（トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。）
* 十八  
  別表第一第四十三号に掲げる施設
* 十九  
  別表第一第四十六号に掲げる施設（有害物質若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。）
* 二十  
  別表第一第四十七号に掲げる施設（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒ひ  
  素若しくはその化合物若しくはこれらを含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四―ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。）
* 二十一  
  別表第一第四十八号に掲げる施設（ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。）
* 二十二  
  別表第一第五十号に掲げる施設（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四―ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。）
* 二十三  
  別表第一第五十一号に掲げる施設（トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。）
* 二十四  
  別表第一第五十三号に掲げる施設（硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研摩洗浄の用に供するものに限る。）
* 二十五  
  別表第一第五十八号に掲げる施設（ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。）
* 二十六  
  別表第一第六十一号に掲げる施設（コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。）
* 二十七  
  別表第一第六十二号に掲げる施設（銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。）
* 二十八  
  別表第一第六十三号に掲げる施設（液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。）
* 二十九  
  別表第一第六十三号の三に掲げる施設
* 三十  
  別表第一第六十四号に掲げる施設（コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。）
* 三十一  
  別表第一第六十五号に掲げる施設（クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。）
* 三十二  
  別表第一第六十六号に掲げる施設（カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。）
* 三十三  
  別表第一第六十六号の二に掲げる施設
* 三十四  
  別表第一第七十一号の五に掲げる施設
* 三十五  
  別表第一第七十一号の六に掲げる施設